

2012年11月28日

適格消費者団体  
特定非営利法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳 様

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 鈴木 郁也

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴団体から2012年10月30日付「申入書」にて、弊社の「世界インフラ関連好配当株式通貨選択型ファンド（円コース除く）」及び「PIMCO 米国ハイイールド債券通貨選択型ファンド（円コース・米ドルコース除く）」の交付目論見書（以下「本交付目論見書」といいます。）に関して、お申し入れいただいた事項につき、下記のとおり回答申し上げます。

#### 記

貴団体から受領いたしました「申入書」においては、本交付目論見書の記載について、円に対する外国通貨の為替リスクをできるだけ避けたい投資家に対して「実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示」（不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）10条1号）に該当するのではないかとの、ご指摘をいただいております。

従前、弊社より書面にて回答申し上げたとおり、本交付目論見書において、「為替ヘッジ」及び「為替ヘッジ取引」の個別の為替取引の内容は、本文中に具体的に記載しております。また、本交付目論見書全体を通してお読みいただければ、為替リスクの内容を含めて商品の内容を適切に説明しておりますので、一般の投資家の方にも誤認することなく、商品の内容をご理解いただけるものと考えております。

したがって、弊社といたしましては、景品表示法上の「実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示」には該当しないものと考えております。

しかしながら、今般の貴団体からのお申し入れについては、読み手の立場からの貴重なご意見と承り、一般の投資家の方に、より分かりやすい交付目論見書の提供に努めるという観点から、対円以外の「為替ヘッジ」及び「為替ヘッジ取引」を「為替取引」と

表現することといたしました。ご指摘の交付目論見書につきましては、12月の定期改定分より順次変更をするようにいたします。

以上、回答申し上げます。